

摂津市健康づくり推進条例（概要）

公布：平成28年12月22日

少子高齢化の進展や2025年問題が迫る中、市民が健康について関心を持ち、健康についての正しい知識の習得や適切な運動・食事への取組み等、市民の健康づくりの機運を高め、地域社会全体で健康づくりを推進するため、健康づくりの理念、市の責務や市民等の役割を示した「摂津市健康づくり推進条例」を制定。

◎特徴

まちぐるみで、生活習慣病の予防や健康づくりを推進するために、行政や市民、事業者等の役割を示すとともに、市の健康施策のうち、喫煙（受動喫煙）が健康に悪影響があることに鑑み、路上喫煙禁止地区の指定をはじめとする「健康づくりの推進」に関する基本的な事項を規定。

▶ 健康づくり関連の条例による「路上喫煙禁止地区の指定」は、府内初。

◎主な内容

条 項	概 要
第1条（目的）	条例の目的
第2条（定義）	健康づくりや事業者等の定義
第3条（基本理念）	健康づくりは、市民が生涯にわたって、主体的に取り組むことや市民や関係者が相互に連携協力して取り組む。
第4条（市民の役割）	自らの健康の意識の向上や健康診査の受診等により、自らの心身の状態を把握することに努める。
第5条 （事業者等の役割）	事業者等の役割を定めるとともに、事業者等は市が実施する健康づくりの推進に関する施策への協力に努める。
第6条（市の責務）	市は健康づくりに関する施策を策定し、実施する。
第7条（市の計画）	市は健康づくりを推進するための基本的な計画を策定する。
第8条（市の施策）	生活習慣病等の予防の普及啓発等、市が実施する健康づくりに関する施策。
第9条 （健康づくり推進月間）	市民の関心と理解を深めるため、健康づくり推進月間を11月とし、市は、これにふさわしい事業の実施に努める。
第10条 （路上喫煙禁止地区の指定）	受動喫煙の防止に関し、重点的に推進する必要があると認められる地区を「路上喫煙禁止地区」に指定することができる。
第11条（路上喫煙の禁止）	路上喫煙禁止地区において、喫煙をしてはならない。
第12条（指導等）	路上喫煙禁止地区において、違反している者に対し、市長は必要な指導又は勧告をすることができる。

◎施行日

平成29年4月1日